

地域で支えるコミュニティ交通人材育成事業業務委託仕様書（案）

本仕様書は、地域で支えるコミュニティ交通人材育成事業業務委託について必要な事項を定めたものである。

1. 名称

地域で支えるコミュニティ交通人材育成事業業務委託

2. 背景及び目的

【背景】

名張市では、20年以上前から概ね小学校区である15の地域ごとにある「地域づくり組織」が主体・中心となり、それぞれの地域課題を自分事として捉え、自らで考え解決する住民自治を進めており、住民自治熟度の高さを生かし様々な事業を実施している。交通に関する課題も、交通空白地域では地域内に「地域コミュニティバス運行協議会」を立ち上げ、地域の移動ニーズに応じたバスを地域自らが運行主体となり地域交通を支えている。また、交通空白のない地域でもラストワンマイル等の課題に対応するため、福祉的観点から地域内に有償ボランティアを組織し、生活支援サービスの一環で外出支援事業を実施している。このように、公共交通のみならず、住民互助の外出支援サービスなど、地域資源をつなぎ合わせたネットワークとして地域コミュニティ交通を構築し、地域住民の移動手段を確保している。

これらの事業を展開するなかで地域コミュニティバス運行協議会では、経営スキルが培われつつあるものの、利用者が減少している現状にある中、運行実績や住民の意見等を踏まえたデータ分析・解析スキル、ノウハウの不足により、路線再編や改善等については行政主導になっており、地域を熟知している協議会の強みが再編等に生かされていない。また、生活支援サービスの一環として外出支援を行っている有償ボランティア組織においては、外出支援のニーズが増加し、サポーターなど支え手の負担が増えている一方で、生活支援コーディネーターの交通に対するリテラシーが低く、公共交通の利用を選択できる要支援者に対し、外出支援サービスを提供するなど、支援・サービスの最適化が図られていない。

【目的】

地域コミュニティバス運行協議会のデータ分析等のノウハウを身に着け、自主的に運行の改善や再編を推進する人材に育成するとともに、有償ボランティア組織の生活支援コーディネーターなど福祉人材の公共交通に対するリテラシーを上げることで、支援の最適化、サポーターの負担軽減等を図り、持続可能なしくみにつなげるために、セミナー・勉強会・ワークショップ等を実施することを目的とする。

3. 前提条件

本業務は、国土交通省所管「令和7年度『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」の「モビリティ人材育成事業」の補助金を活用し実施する事業のため、当該補助金の趣旨に則り、事業を実施することとする。

4. 履行期間

契約締結の日から令和8年2月27日まで

5. 業務内容

(1) セミナー、勉強会、ワークショップ、協議会の企画・運営

持続可能な地域交通の在り方を考える機運を醸成するプログラムの提案及び構成の企画、運営を行う。プログラム内容は、受講者が意欲的に学べる内容を設計し、かつ段階的に学んでいけるよう設計する。

受託者は、セミナー、勉強会、ワークショップ、協議会を下記の構成案に基づき提案を行い、発注者と協議の上、実施内容を決定する。(会場は、発注者が用意することを基本とする。)

また、本業務について、三重県が設置する公共ライドシェア等導入支援チームと連携を図るとともに、随時情報を共有する。

なお、発注者が本業務と並行して進める「地域で支えるコミュニティ交通再編実証支援等業務」と連携を図り、必要なデータ等を発注者等から得ること。

ア. セミナー

【実施目的】

- ・ 地域コミュニティバス運行協議会が、交通と福祉の両側面で地域における移動需要を的確に把握することで、更なる外出促進や質の高い交通サービス提供につなげる。
- ・ 生活支援コーディネーター等の公共交通に対するリテラシーを上げ、個々の支援の中で、最適なサービスを選択することにより、要支援者のウェルビーイングの向上につなげる。

(構成案)

時期	令和7年9月頃
対象者	地域コミュニティバス運行協議会、生活支援サービスを提供する有償ボランティア組織の生活支援コーディネーター、交通事業者、まちの保健室、その他福祉人材
受講想定人数	50～100名程度
内容	・ 名張市の地域交通に関して「交通」と「福祉」それぞれにおける現状・課題を共有する。

	交通と福祉の両側面から、「地域交通のあり方」について講義をする。
時間	2 時間程度／回

※開催回数は1 回とする。

※開催形式は対面とし、オンラインでの受講も可能とする。

イ．勉強会

【実施目的】

- 地域コミュニティバス運行協議会に対し、様々な交通データを素材として用い、データ分析・解析の手法を身に付けるためのインプットを行う。

(構成案)

時期	令和7 年1 0 ～1 1 月頃
対象者	地域コミュニティバス運行協議会、(交通事業者)
受講想定人数	2 5 名程度
内容	様々な交通データを活用したデータ分析・解析手法を習得するための講義を基礎編・応用編に分けて実施する。定量・定性の両面からデータを抽出・分析するスキルを身に付け、交通分野の専門性を高めることでより地域交通を発展させる人材の育成を目指す。
時間	2 時間程度／回

※開催回数は1 ～2 回程度とする。

ウ．ワークショップ

【実施目的】

- 地域コミュニティバス運行協議会に対し、ア、イで得た知見を基に地域ごとにグループに分かれ、実践形式でデータの分析・解析に取り組む。

(構成案)

時期	令和7 年1 2 ～令和8 年1 月頃
対象者	地域コミュニティバス運行協議会、(交通事業者)
受講想定人数	2 5 名程度
内容	ア、イで得た知見を基に、地域ごとにグループ編成を行い、各地域住民をメインターゲットとし、一部運行エリアに含んでいる隣接市町村職員や住民も交えて、運行改善等に向けた活発な議論を行うことで組織力向上・一体化を図る。また、それぞれの地域の情報を共有し、地域間を越えた広域運行も視野に入れた地域交

	通の構築にむけた検討材料とする。
時間	2 時間程度／回

※開催回数は 1 ～ 2 回程度とする。

エ. 協議会

【実施目的】

- 地域ごとの課題や方向性について意見を集約し、地域間で情報共有を図るとともに、本業務で育成された各関係者の役割の明確にしながら総括の場とする。

(構成案)

時期	令和 8 年 2 月頃
対象者	地域コミュニティバス運行協議会、(交通事業者)
受講想定人数	2 5 名程度
内容	ア～ウを踏まえて、様々な意見を集約し、総括の場とする。本事業を通じて、各地域において路線再編などの取組につなげていくきっかけとすることをねらいとして、各地域・各関係者の役割や方向性を明確にすることを旨とする。
時間	2 時間程度／回

※開催回数は 1 回とする。

(2) プログラムの制作・実施

- ア. 講師及びファシリテーターの調整・手配、資料等の制作、必要な設備・機材の確保・手配、動画の撮影・配信（オンデマンド・ライブ）、及び必要なスタッフの手配等を実施する。
- イ. 講師を依頼する際は、本業務の趣旨を踏まえ選定し、事前に発注者と協議をした上で確定する。なお、講師に関する謝金は、本契約とは別とし、発注者が直接講師へ支払うものとする。
- ウ. 受講者の参加受付等業務についても、支障が出ないよう十分なスタッフを確保し対応すること。

(3) 広報の企画・提案・実施

セミナー等受講者がより多く参加してもらえよう、効果的な広報を企画・提案・実施すること。

例：チラシによる広報

本業務の実施にあたっては、チラシによる広報を実施すること。
実施時期、デザイン、枚数、配布先については、発注者と協議の上実施すること。

(4) プロジェクトマネジメント

- ア. 契約後速やかに、発注者、受託者によるキックオフミーティングを開催し、実施計画書をもとに体制、スケジュール、役割分担について、発注者へ提示・説明を行うこと。以後、発注者と随時打ち合わせを行い、事業進捗に係る相談・支援を行うこと。
- イ. ミーティングの実施調整、進行及び議事録作成は受託者側で実施すること。
- ウ. 業務完了までの進捗管理、工程管理を行い、発注者へ随時、報告を行うこと。

6. 業務実施体制・実施要件等

(1) 業務実施体制

受託者は、本業務の遂行に必要な人員を配置し、実施体制を整える。

- ア. 実施体制には、業務の運営に加え、連絡、個人情報の管理、危機管理等の対応を行うこと。
- イ. 受託者は、本業務を統括し、発注者との連絡調整・情報共有、業務全体の進捗・課題管理、個人情報の管理、危機管理対応を行う業務責任者を設置すること。

7. 成果品

- (1) 業務報告書 1部 (A4版、ファイル綴じ)
- (2) 電子データ 1部 (ワード・エクセル等加工できるデータ及びPDFデータ)

8. 成果品の帰属

本業務における成果品は全て発注者に帰属するものであり、発注者の許可なく複写、複製又は第三者に提供してはならない。

9. 委託料業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは出来ない。
ただし、本業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、発注者と協議の上、その一部を委託することができる。

10. 委託料の請求及び支払

委託料の請求及び支払いについては、一括払いとし、発注者が業務の履行を確認し

た後に受託者へ支払うこととする。

1 1. 秘密の保持

本業務の履行に関して知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、個人情報の取り扱いについては、名張市個人情報保護法施行条例を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行う。

1 2. その他の事項

- (1) 受託者は、本業務の履行にあたり、発注者及び関係自治体と連携を密にし、十分協議を行うものとする。
- (2) 受託者は、本業務を行うにあたり、十分な知識、理解及び経験のある従事者を確保し、本業務に関わる者の人事管理について一切の責任を負うものとする。
- (3) 本業務の履行に際し、第三者が著作権を有するものを使用し、かつ、問題が生じるときは、発注者に不利益が生じないように受託者の責任において、これを処理するものとする。
- (4) 本業務は、国土交通省所管「令和7年度『交通空白』解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト」の「モビリティ人材育成事業」の補助金を活用した事業であることから、補助申請・実績報告等に関する必要書類の作成や手続きを支援するものとする。
- (5) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しなければならない。
- (6) 発注者は、本業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め、監査することができる。また、本業務の実施について、必要な事項に係る指示をすることができる。
- (7) この仕様書に定めのない事項が生じた場合については、双方協議の上実施する。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(趣旨)

第1条 この個人情報の取扱いに関する特記事項（以下「特記事項」という。）は、契約約款の特記事項として、本市の個人情報を取り扱う業務（以下「個人情報取扱業務」という。）の契約に関する個人情報の取扱いについて、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この特記事項における用語の意義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び名張市情報セキュリティに関する規程（令和4年名張市規程第4号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 委託業務 この契約による業務をいう。

(2) 個人情報保護責任者 委託業務による個人情報の取扱いの責任者をいう。

(3) 作業従事者 委託業務に従事する者をいう。

(基本的事項)

第3条 この契約により発注者から業務を受託し、個人情報を取り扱う者（以下「受注者」という。）は、法、番号法、名張市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第16号。以下「条例」という。）、その他関係法令及び名張市セキュリティポリシーを遵守し、委託業務を通じて知り得た個人情報の保護の重要性を認識し、発注者の業務に支障が生じることがないように、委託業務を履行するために必要な個人情報を適切に取り扱わなければならない。

2 受注者は、委託業務に関して知り得た個人情報を発注者の承諾なしに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3 受注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損、紛失、改ざん又は盗難の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(個人情報の適正処理等)

第4条 受注者は、委託業務を履行するために利用する個人情報について、次の各号の定めるところにより、適正に処理及び管理を行わなければならない。

(1) 個人情報の受渡しは、発注者が指定した手段、日時及び場所で行うものとし、受注者が個人情報の引渡しを受けた場合は、発注者に受領書を提出すること。

(2) 個人情報の保管場所には、安全かつ厳重に格納できるよう必要な措置を講ずること。

(3) 委託業務の処理に関連する施設については、入退室管理の措置を講ずるとともに、個人情報の管理に関し安全を確保するための措置を講ずること。

(4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、責任者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。

(責任体制の整備等)

第5条 受注者は、この契約による個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、そ

の体制を維持しなければならない。

2 受注者は、個人情報保護責任者及び作業従事者を定め、書面により契約から7日以内に発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、前項の個人情報保護責任者及び作業従事者を変更する場合は、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

(監督及び教育の実施)

第6条 受注者は、委託業務の適切な履行について、個人情報保護責任者及び作業従事者を管理・監督しなければならない。

2 受注者は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、在職中及び退職後において、委託業務に関して知ることができた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、法及び番号法に定める罰則規定並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項、その他委託業務の適切な履行に必要な事項について、研修等の教育を実施しなければならない。

(作業場所等の特定)

第7条 受注者は、この契約による個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）とその移送方法を定め、書面により発注者に報告しなければならない。作業場所及び移送方法を変更するときも同様とする。

2 受注者は、発注者の業務所内に作業場所を設置する場合は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対して、身分証明書を常時携帯させ、名札等を着用させて業務に従事させなければならない。

3 受注者は、個人情報保護責任者及び作業従事者に対し、作業場所に私物を持ち込み、個人情報を扱う作業を行わせてはならない。

(収集の制限)

第8条 受注者は、委託業務を履行するに当たって個人情報を収集するときは、その目的を明確にするとともに、委託業務を履行するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 受注者は、委託業務を履行するために個人情報を収集するときは、発注者が指示した場合を除き、本人から収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第9条 受注者は、委託業務に関して知り得た個人情報を、発注者の書面による事前の承諾を得ることなく、委託業務を履行する目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第10条 受注者は、委託業務に関する一切の個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(持出しの禁止等)

第11条 受注者は、発注者が指示した場合を除き、個人情報を所定の作業場所以外に持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第12条 受注者は、委託業務に関して個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者が承諾した場合を除

き、第三者に取り扱わせてはならない。また、発注者の承諾を得て、受注者が個人情報を取り扱う業務を再委託する場合には、再委託の受注者は、本特記事項に基づき必要な措置を講ずるものとし、再々委託を行う場合以降も同様とする。

2 受注者は、個人情報を取り扱う業務を再委託する場合又は再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して前項の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託する業務の内容
- (2) 再委託先
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託先に求める個人情報保護措置の内容
- (6) 前号の個人情報保護措置の内容を遵守し、個人情報を適切に取り扱うという再委託先の誓約
- (7) 再委託先の監督方法
- (8) その他発注者が必要と認める事項

3 受注者は、個人情報を取り扱う業務の再委託を行ったときは遅滞なく再委託先における次の事項を記載した書面を発注者に提出しなければならない。

- (1) 再委託する業務の内容
- (2) 再委託先
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託先の責任体制等
- (5) 再委託先の個人情報の保護に関する事項の内容及び監督方法
- (6) その他発注者が必要と認める事項

4 受注者は、前項の内容を変更する場合は、事前に書面により発注者に報告しなければならない。

5 受注者は、個人情報を取り扱う業務の再委託を行った場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託先との契約内容にかかわらず、発注者に対して、再委託先による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。

6 受注者は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第13条 受注者は、委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本特記事項に定める一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、正社員以外の労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(個人情報の返還、廃棄又は消去)

第14条 受注者は、委託業務を履行するために発注者から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報について、業務完了後、発注者の指示に基づいて個人情報を返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報を廃棄する場合、その記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判

読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 受注者は、個人情報情報を廃棄又は消去したときは、廃棄又は消去を行った日、個人情報保護責任者名及び廃棄又は消去の内容を記録し、書面により発注者に報告しなければならない。

4 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

(点検の実施)

第15条 受注者は、発注者から委託業務に関する個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに発注者に報告しなければならない。

(検査及び立入調査)

第16条 発注者は、委託業務に関する個人情報の取扱いについて、本特記事項に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先等に対して検査を行うことができる。

2 発注者は、前項の目的を達するため、作業場所を立入調査することができるものとし、受注者に対して必要な情報を求め、又は委託業務の執行に関して必要な指示をすることができる。

3 受注者は、発注者から前2項の指示があったときは、速やかに、これに従わなければならない。

(事故発生時の対応)

第17条 受注者は、委託業務に関する個人情報について、火災その他の災害、漏えい、滅失、毀損、紛失、改ざん、盗難、破壊、不正な利用その他の事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の場合において、次の各号に定める事項を行わなければならない。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じること。

(2) 発注者の求めに応じて、当該事故の原因を分析すること。

(3) 発注者の求めに応じて、当該事故の再発防止策を策定し、実施すること。

(4) 発注者の求めに応じて、当該事故の経緯等の記録を書面で提出すること。

3 受注者は、第1項の場合に備え、同項及び前項に定める報告等必要な事項を速やかに行うことができるよう、緊急時連絡体制を整備しなければならない。

4 受注者は、発注者と協議のうえ、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

(契約の解除及び損害の賠償)

第18条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受注者に対してこの契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(1) 委託業務を履行するために受注者、再委託先又は再々委託先が取り扱う重要情報について、受注者、再委託先又は再々委託先の責に帰すべき理由による漏えい、滅失、毀損、紛失又は改ざんがあったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、委託業務の目的を達成することができないと認められるとき。